法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

政治的独立と便宜性:1780-82年アイルランドのイデオロギー的局面

GOTO, Hiroko / 後藤, 浩子

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
69
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
32
(発行年 / Year)
2002-03-28
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002963

政治的独立と便宜性：1780－82年 アイルランドのイデオロギー的局面

後　藤　浩　子

目　次

1　はじめに
2　1720年のアイルランド銀行設立法案
3　1780年の自由貿易決議案と立法権独立要求
(1)　自由貿易決議案を巡る二つの潮流の対立
(2)　独立要求の論理の形成
4　経済的社会観の普及と国立銀行設立
(1)　経済開発中心論とその批判
(2)　国立銀行設立案の浮上
5　まとめ

1　はじめに

18世紀アイルランドの政治的論争の源には，二つのパラダイムの対立がある。すなわち，主に権利の語彙において表現される市民法学（civil-jurisprudence）的パラダイムと，便宜性の語彙において語られる政治経済学的パラダイムの対立である。さらには，市民法学的パラダイムを補完する形で，公民としての徳の語彙に基づくシヴィック・ヒューマニズムのパラダイムが存在し，両者が融合した形でアイルランドの国制論（constitutionalism）が形成されている。トーリーとウィッグ，プロテスタントとカトリック，地主とブルジョアジーなど，政治的党派，宗教，階級間の

重層的対立構造が生み出す論争の中で，その時々の論客は，上記のような相異なるパラダイムのいずれかを選択しそれに依拠することで，対立する政治的ディスコースを形成していったのである。このような観点から18世紀アイルランド思想史を概観した場合，1720年代の市民法学的＝国制論的パラダイムの優勢，1780年代の市民法学的＝国制論的パラダイムと政治経済学パラダイムの均衡，そして1790年代の政治経済学的パラダイムの優勢という形でその変化を特徴づけることができる。この段階区分には，その特徴を映し出している政治的事件と論争がそれぞれ対応している。

まず，1720年代は，Robert Molesworth の *Some Considerations for the Promoting of Agriculture and Employing the Poor* (1723)に代表されるように，経済的観点から書かれたパンフレットがアイルランドで出版され始めた時代であった。しかし，1721年のアイルランド銀行設立法案のアイルランド議会における否決という事件は，そのような経済的観点からの社会認識がさほど一般化していなかったことを示す。そして以後50年余りの間，国立銀行の設立法案は一度も提出されることがなかった。ところが，1780年代に入り，議会の立法権独立（1782年）を獲得したアイルランドは，深刻な経済的危機に直面し，その打開策としてアイルランド銀行設立法案が提案されることになる。半世紀前の経験から，議会で反対の声が上がるのを懸念しつつ総督府から提出されたその法案は，1782年，予想に反して圧倒的支持のもとに議会を通過する。この時出版されたアイルランド銀行設立の是非を論じるパンフレットは，政治経済学的パラダイムの浸透を示すと同時に，アイルランドの経済的発達を目指し便宜性を第一におく経済開発中心論者と，市民法学的＝国制論的パラダイムに基づいてイギリス（Great Britain）との対等性を希求する愛国主義者の主張が，法案賛成においてこの時ばかりは偶然的に交差している事態をも示す。なぜ「偶然的に」かと言えば，その後80年代を通して，この二つの潮流は，対イギリスとの貿易協定締結を巡って絶えずぶつかり合うようになるからである。愛国主義者達は，立法権の独立を自由な自己決定権と解して，それ

を少しでも拘束するような協定をイギリスと結ぶことに激しく反対した。他方，経済開発中心論者は，アイルランドの政治的独立性を認めつつ貿易協定に基づいてイギリスの自由貿易体制の中に堅固に組み込もうとする首相 Pitt の外交政策を，アイルランド側にも有利であるとして支持したのである。そして，国内の民主化と経済的発達を追求するこの後者の潮流が，90年代の「ユナイテッド・アイリッシュメン」に見られるような自由主義的急進主義を形成することになる。

以上のような18世紀アイルランド思想の流れの中から，本稿では，1721年と1782年のアイルランド銀行設立を巡る論争を特に採り上げ，そこでの思潮の違いを析出したい。その上で，1782年のアイルランド銀行設立法案賛成論における経済開発中心論者の便宜性（経済的適宜性 expediency）尊重と愛国主義的国制論者の独立尊重との交差を分析することにする。

2　1720年のアイルランド銀行設立法案

アイルランドで国立銀行設立の誓願がダブリンの主要な商人達によって最初に議会に提出されたのは，スコットランド銀行が設立された1695年であった。しかし，この誓願は議会によってまったく無視される結果となった。そして，1719年の議会会期中に，二度目の国立銀行設立の誓願が提出されたが，それは Abercorn 卿や Boyne 卿という有力者の賛助の下に，議会ではなく国王 George I 世に提出されたものであった。硬貨（coin）の不足を補い，またその不足によって引き起こされる商業活動の中断を回避するというのが，その主たる誓願理由であった。アイルランド控訴院は銀行設立計画に賛成し，翌年 Abercorn 卿の案をイギリスの控訴院に送り，アイルランド総督は1721年に設立計画報告書を国王に提出した。この結果，国王は同年７月に Abercorn 卿をはじめとする発起人達にアイルランド銀行設立を許可する勅許状を出し，彼らに出資金を受け取る理事としての権能を与えたのである。ただし，アイルランド銀行の事業開始のため

には，当地の議会での銀行法案可決が必須要件とされていた。こうして，出資者の募集が開始される一方，議会では銀行設立法案が審議されることとなった。法案は，1721年9月にアイルランド総督によって提出され，この提案について当初は庶民院でも貴族院でもかなり好意的な所見が述べられていた。ところが，国王や政府の側の賛同とは裏腹に，アイルランドの議会および世論の中から次第に銀行設立に反対する声が上がってきたのである。そして法案は，12月9日に庶民院で150対80で否決され，その一週間後には貴族院でも否決されるという結末を迎えた。12月12日の庶民院の声明は次のように語っている。「国民にとって有益であるか，あるいは国民の福祉や自由と一致するような，国立銀行を設立するための堅固もしくは良好な基盤をまったく見いだせない」，「この国での国立銀行の設立は行政に非常に損害を与えるものであり，国民の福祉と自由にとって最も危険で有害な結果をもたらす」ものだ(1)。

一体何が起こったのか――これが後世の歴史家が一様に発する問いである。世論が国立銀行設立反対に流れた理由として多くの歴史家がまず挙げるのは，アイルランドもまた1720年にイギリスで起こった「南海泡沫事件」の深刻な経済的影響を受けていたという当時の社会事情である。これは，イングランドでの南海会社の株価暴騰とそれに続く投資ブームの後に株の暴落が起こり，破産者が続出した事件であるが，南海会社はダブリンにも出資金を募るための事務所を置いていたので，かなりの額のアイルランドの資本もそれに投資され泡と消えてしまった。この株価暴落事件は，人々の間に金融一般に対する猜疑心を生みだし，それが銀行への不信感にも繋がったというわけである。さらには，アイルランド議会が反対の態度をとった背景には，国立銀行設立誓願の議事手続き上の問題があるという見方もある(2)。それによれば，その誓願が最初にアイルランド議会に諮問されることなくイングランド国王に直接上啓され，国王とアイルランド行政府の権限で計画が始動したという点に，議会は自分たちの尊厳を踏みにじられたという憤りを感じ反対したのだということになる。以上の二点は

部分的要因としては確かに妥当だが，それだけでは最初に銀行法案に好意的だったアイルランド議会の「急な方向転換」の原因を説明できない。この急変の原因を，アイルランド銀行設立史の研究者 F. G. Hall は議会外でのポピュラー・アジテーションに見ている。しかし，彼はアジテーションをたんに党派的で無責任なものだったと見なし，積極的な意味を認めていない(3)。このような評価は Hall に始まったことではなく，彼に先立つ研究者 Malcolm Dillon もまた，当時のパンフレットなどの出版物や議会での識者の発言に表れている限りで言えば，庶民院の多数派だけでなくアイルランド国民全体が，通貨や融資についての正しい理解を欠いていたのだと指摘している。そして，「貨幣（money）なしに紙を流通させる手段」であるとして銀行プロジェクトを非難した Jonathan Swift のパンフレットに，ポピュラー・アジテーションの原因を帰している(4)。Hall も同様に，「銀行プロジェクトに反対するアジテーションは，通常 Molyneux や Swift の名と結びついたアングロ・アイリッシュの愛国主義的（patriotic）運動によって引き起こされ先導された」と述べている。そして，その究極の原因を，イングランドのウィッグに対する Swift の個人的嫌悪感に求めている(5)。なるほど確かに，当時 Swift は銀行法案を否決に追い込むためにいくつかの風刺パンフレットを書いてはいる。しかし，世論が反対の声を上げるのに決定的に影響したのはむしろ直接的に銀行法案の是非を論じた他の著者達によるパンフレットであったと思われる。なぜなら，1720-21年の間にアイルランド初の経済論争の様相をも呈するほどの数のパンフレットが出されているからである(6)。

この論争の対立軸を形成しているのが，Henry Maxwell と Hercules Rowley である(7)。Maxwell はすでに1704年に，*An Essay Towards the Union of Great Britain and Ireland* というパンフレットを出し，輸出入に関するあらゆる種類の禁止を不自然であるばかりか貿易にとって極めて有害であるとして，アイルランドに対するイギリス側の貿易規制を批判している。彼は自由貿易主義の観点から両国の統一を考察した最初の論者で

あった。1721年，彼は叔父 Rowley への手紙という形でアイルランド銀行設立の経済的必要性を説明したパンフレット *Reasons Offer'd for Erecting a Bank in Ireland* を出版する。そこでの議論の中心は，低い安定した利子率による経済的効果にあった。ただし，扱われているトピックはかなり広範に及び，商品価格は地代とは全く無関係であり，ただ市場によってのみ決定されるといったような経済原理や，アイルランドの産業の問題と土地問題なども言及されている。そして，銀行設立計画の推進者はアイルランドを援助するために私利私欲を超えて尽力しているように思われる，とも付言されている。このような Maxwell の議論に対して叔父の Rowley は返答のパンフレット *An Answer to a Book, Intitl'd, Reasons Offer'd for Erecting a Bank in Ireland* を出版したが，彼は Maxwell が経済学的観点から提出した論点を巧みに回避しつつ，宗派間さらにはイングランド・アイルランド間の対立を惹起する政治的問題へと論点をすり替えてしまったのである。

Rowley は，まず，アイルランド銀行がカトリック陣営には全く好都合な政策であるが，プロテスタント陣営には不利であることを指摘して，プロテスタント側の対抗意識を刺激した。土地購買を禁止されているカトリック教徒が銀行に大量出資し，主要株主として銀行の支配権を獲得してしまうだろうというわけである。さらには，金融関係者が銀行を支配してしまえば，彼らは土地税を課すだろうという予想を語って，プロテスタント地主層の不安感を煽った。また，彼は，アイルランドの立法上の地位がイギリスに従属している点を顧慮すれば，アイルランド銀行が首尾良くいった場合でもいかない場合でも，対イギリス関係が「悪化」するだろうという懸念を表明した。もし銀行が不利益で破滅的であると解った場合でも，またアイルランドにとっての不利益とは裏腹にイギリスの金融関係者の権力や利益だけは増大させることになった場合でも，結局，負担を負わざるを得ないのはアイルランド側であろうし，そして逆に，もし銀行がアイルランドに有益であることが判明したとしても，それがイングランドの貿易

に少しでも干渉するようになれば，イングランド側はアイルランド銀行の設立勅許状を撤回するであろう[8]。このような出口なしのシナリオをRowleyは描き出し，アイルランド銀行設立がイングランドへの従属を深める結果にならざるをえないことを示して見せたのである。

Swift研究者Fergusonは，銀行設立によるイングランドへの更なる従属の懸念を懐いていたのはたんにRowleyだけはなく，当時かなり多くの人がもっていたものであると主張し，その例として，1721年5月Francis Annesleyがロンドンから大主教 William Kingに送った手紙を挙げている[9]。Annesleyはその手紙で，その設立準備金をアイルランド銀行はイングランドに依存せざるをえず，このことが立法権の従属以上の従属をアイルランドに強いることになり，「アイルランド人はみな現在ある以上に奴隷になるだろう」とKing大主教に警告している。KingはSwiftと同様，アングロ・アイリッシュの愛国主義的サークルの一員であり，この時すでに貴族院においていち早く銀行法案反対の態度を表明していた。彼の眼には，議会で反対の声が高まるにも拘わらず出資金を受け付け始めたAbercorn卿以下の理事の行動は，イングランド側の力ずくの政策押し付けと映ったのである。Rowleyのパンフレットについては，Swiftもまたコメントしている。「アイルランド銀行設立の件で街はパンフレットでいっぱいになったが，Rowley氏のものほど巧く書かれたものはない。もっとも，彼は一人で書けるほど多くの才能を備えてはいないように思われたのではあるが」[10]。この引用の最後の一文は，パンフレットの著者が実はRowley一人ではないという事情をSwiftも知っていて，その点を暗示しているのだとFergusonは解釈している。

では，Swift自身のパンフレットではどのような論点が提出されているのか。Swiftは，1720年5月のパンフレット *A Proposal for the Universal Use of Irish Manufacture* で最初にアイルランド銀行プロジェクトに言及している。そこでは，硬貨の不足を補うための信用に基づく紙券信用の発行（これがアイルランド銀行設立の主たる理由のひとつであった）が

問題にされている。「もし，貨幣の半分が現実のもの（real）で半分が架空のもの（imaginary）になることが，思慮分別ある人々が私に保証したように真実だとしたら，冗談はますますもって良いものとされるだろう。商人が我々の金を運び去り続けても，我々の金匠〔金細工商をかねた金融業者〕が我々の重い銀貨を溶かし続けるのであれば，事態はとても改善されるだろう」[11]。この紙幣と信用創造への懐疑は，金融業者を「驚くべきことをする人（wonderworker）」として風刺した *The Wonderful Wonder of Wonders*（奇跡の素晴らしい不思議）と *The Wonder of All the Wonders that Ever the World Wondered at*（世界がいつも驚いた全奇跡の不思議）にも示されている。当時の自称魔術師達が興業する際の宣伝ビラを模したパンフレットの様式は，驚くべきことをする人達が実際はペテン師であることを暗に伝える。彼らは自分の離れ業を宣伝し，観客をも巻き込んでそれを実演して見せる。観客の価値物を使ってはらはらさせながら業を見せ，見物料を稼ぐ点では金融業者もペテン師も同じなのである。「終いには，彼は，保証書や債務判決書を最大限に使ってあらゆる紳士，淑女，未亡人，孤児から，彼らが集めうるすべての現金を巻き上げる。そして，いわゆる未亡人に有利なようにとか，王国全体の利益のためにとか言いながら，その金をまんまと自分自身で使用するのである。そして，彼は彼らを満足させるために，前述した彼の確かな操作のいずれにも匹敵するほど確実にそれを実演してみせるのだ」[12]。

私営銀行業者と貨幣仲介人に対する Swift の批判は，公共性の名を借りた私利の追求を嫌悪するシヴィック・ヒューマニズム的価値観に基礎を置いている。ここでの Swift の標的は，国立銀行設立案であるというより（彼から見れば）本来徳に適わない営みである金融業一般なのである。従って，Swift の銀行設立案反対の態度は，「通貨や融資についての正しい理解を欠いていた」というより，むしろパラダイムの違いゆえに生じたと考えられる。当時，アイルランドにはすでに多くの私営銀行業者がいて，銀行券を発行していた。Maxwell のような政治経済学的パラダイム

から見れば，そのような紙券信用の発生は商業の発達と共に当然生じるものであって，むしろその安定性を確保するために国立銀行を作るのが便宜性に適うことなのである。このパラダイムは1720年代のアイルランドでは多数に共有されなかったにせよ，1751年のDavid Humeの著作中にははっきりと表れることになる。「あらゆる富国で，多くの人々が，多額の貨幣をもっている時には，持ち運びが容易で保管もより安全であることから，貨幣よりも良質の保証のついた紙券信用の方を選ぶ。……もし国家が銀行を設立しないならば，私営の銀行業者がこの事情を利用するだろう。ロンドンにおけるかつての金匠たち，そしてダブリンにおける今日の私営の銀行業者たちに見られるように。それゆえ，紙券信用から得られる利点は国立の一会社が享受するべきだと考えたほうがよい。というのは，紙権券信用はあらゆる豊かな国でつねに発生するのだから」[13]。しかしアイルランドでは，1780年代になるまでこのような見解が政治の領域で一般的に共有されることはなかったのである。

さらに，庶民院で銀行法案が否決された1721年12月に，*A Letter from a Lady in Town to Her Friend in the Country, Concerning the Bank* が発行されたが，このパンフレットの著者は，Swiftであろうと見られている[14]。そこでは，大多数の人が銀行計画に反対する理由が三点挙げられている。第一に，国立銀行によって出資者や譲渡者の財産に対する十分な安全が提供されるとは思われないこと，第二に，この銀行が成功するにはある仮想的権力がこの銀行に委ねられなければならないが，この権力が人々の自由の破壊のために行使される可能性があること，第三に，もし銀行が今述べたような権力や富を獲得した場合，結局，それら権力や富は銀行自身の保全のため，つまりは銀行に出資している人々の専横な意思と権力のために利用されざるをえなくなることである。前述のパンフレット同様，ここでも批判の視点はシヴィック・ヒューマニズムのパラダイムの枠内にある。加えて，第四点めとして宗派間の対立を悪化させる可能性が挙げられている。この理由は次のようなものだ。計画されている国立銀行は

プロテスタント教徒だけが出資している銀行であり，従って，かなりの量の正金が彼らから流出し，それに代わって彼らの手元には紙だけが残る。しかし，それらの紙はいったん混乱が起こったら，防衛や生存の役に立たなくなり，現金だけが軍資金になりうることになる。その場合，現金が手中にあるのはカトリック教徒だけであるとなれば，アイルランドのイングランド系プロテスタント達にとってカトリック教徒はますます恐るべき手強い相手として映るようになってしまうだろう，というものだ。以上の理由づけは極端に走りすぎていて現実味に乏しいが，むしろここで重要なのは，先の Rowley のいささか党派的妄想から出発した論点が巧みに修正されている点である。土地購買を禁止されているカトリック教徒が銀行に大量出資し支配することになるという Rowley の予想は，公開された出資者リストによって明らかに覆されてしまった。むしろ銀行はプロテスタント銀行というにふさわしいものだったのであり，この事実から出発して，プロテスタントは自ら墓穴を掘るという物語が展開されているのである。

最後に最も特徴的なことだが，このパンフレットでは，アイルランドの政治体制，とりわけポイニングス法の下で立法権がイギリス政府に従属している現行国制についてのはっきりとした批判が提出されている(15)。「我々の劣って馬鹿げた国制」は重商主義的諸政策をうまく支えたり，立て直したりできない，と著者は断言し，イギリスが国制上課している諸制限を告発するのである。「その貿易のあらゆる部門で完全に拘束され，広範な規模で問題ある植民が行われ，自由に輸出できない商品や製造奨励されない商品が非常に多くあるような国，このような国が銀行によってどのように利益をえるのか。……銀行は，領土が小さく，貿易が一般的に制限なく行われ，その結果，他国から輸入された物品の売買から利益が生まれてくる自由な国でのみ有用である。そこでは，利益は社会全体（public）に生じる。これに対して，我々に提案された銀行は，少数者の独占（monopoly）にならざるをえないものだった」(16)。ここには，イギリスへの政治的従属が貿易と生産の両面での法的規制を許し，この結果アイルラ

ンド経済の停滞が生まれているという認識，さらに国内には権力や財の偏った配分構造があるという認識が表れている。アイルランドの経済問題の根底には政治問題があるというこのような認識によって，政治体制の変革が第一義的問題として導出されてくるのである。これをFergusonは「アイルランドの特有性についてのSwift得意のテーゼ」と名付けて強調している。このテーゼこそ，18世紀を通じてアイルランドの自由主義的なオピニオン・リーダーに受け継がれ，18世紀末には政治経済学的パラダイムと国制論的パラダイムを接続した議論を形成することになったのである。（この意味で，Swiftの議論を「まったく無責任でとるに足らない」と見なしたHallの評価には重大な看過があると言える。）また，アイルランドの経済問題の根底には政治問題があるという認識に基づいて，Swiftは，国立銀行設立によって利子率を下げるというMaxwellの主張を反駁する。南海泡沫事件による混乱が起こる前，平和が続き，貿易においてわずかばかりでもイギリスと共同できた時には，利子率は自然に低くなっていた。だから，南海泡沫事件の損失や戦争での荒廃を，銀行券によって紙券信用を創出して投資を煽る手段ではなく，時間と自然に備わった特質を使って回復すべきである，というのである。

以上が1721年のアイルランド銀行設立法案をめぐる論争の主要な内容であるが，ここで以後のアイルランド思想の展開から見たSwiftの議論の位置づけを確認しておきたい。まず第一に，政治経済学的パラダイムにおいて述べられたMaxwellの経済政策論に対して，アイルランドの経済発達には厳然たる政治的桎梏があると指摘することで，Swiftは議論を国制論的パラダイムに接続させているいう点である。この接合は時には経済問題を国制論の問題に還元する傾向につながり，愛国主義者の議論の典型的パターンを生みだしてゆくが，他方では，基本的に政治経済学的パラダイムに基づく社会認識をもちつつ，専ら経済的桎梏の問題として限定的に国制論にアプローチするというタイプの思考をも生み出す。これが冒頭に述べた自由主義的急進主義の流れである。いずれにせよ，Swiftの議論はこ

のような二つの思潮の萌芽を内包している。第二に挙げるべきは，「アイルランドの特有性テーゼ」，つまりSwiftによるアイルランド問題の定式化の重要性である。イギリスへの政治的従属を背景とした貿易・産業規制，そして国内モノポリーの問題は，Swiftによって定式化されることによって，多くのアイルランド人の問題意識を喚起してゆくことになった。80年代の政治改革運動参加者や90年代の「ユナイテッド・アイリッシュメン」に集う自由主義的急進主義者のリーダーが自らの先駆者としてSwiftの名を挙げるのは，たんに「愛国主義者」だったゆえのことではない。第三に，Swiftの中にあるシヴィック・ヒューマニズム的パラダイムと80年代の改革運動を支えた思想との共通性を指摘しておきたい。先に見たように，Swiftの政治論はたんに市民法学的パラダイムに依拠しているわけではなく，シヴィック・ヒューマニズムすなわち公民的徳の言語が作る価値世界をも基盤としているものである。この公民的徳は，義勇軍（Volunteers）の活躍によって80年代に言説の中に明示される形で賞揚されるようになり，アングロ・アイリッシュ有力家系による国内モノポリーを批判する政治改革運動へと流れてゆくことになる。

以上指摘したような萌芽的要素が1780年代にどのように展開されたのか，以下に考察してゆきたい。

3　自由貿易決議案と立法権独立要求

(1)　自由貿易決議案を巡る二つの潮流の対立

1779年末に，イギリス首相North卿は，アイルランドに自由貿易を認める決議案をイギリス議会に提出する。アイルランド義勇軍の勢いを背景にしたアイルランド側の自由貿易承認への要求とイギリス貿易商達の強固な反対の狭間に立って，イギリス議会は1778年に法改正をしたが，折衷案として出された改正の内容は，羊毛，羊毛製品，綿製品，帽子，ガラス，

ホップ，火薬，石炭という多くの除外項目を設けたうえでアイルランドがイギリス植民地との間で制限なく輸出入貿易をすることを認めるものであった。それゆえ，その後もアイルランド側では自由貿易の要求の声が上がっていた。しかも，この要求は議会においてだけでなく，アメリカ独立戦争時のフランス軍によるアイルランド侵入を防衛するために結成された超宗派の自衛軍である義勇軍の集会とデモンストレーションという形をとって，イギリス政府に突きつけられていたのである。North 卿にとってこの決議案は，イギリス議会が譲歩し通商における自由を認めてほしいという，義勇軍に手を焼いたアイルランド総督府の懇願を不承不承受け入れた結果に他ならなかったが，その背後には，自由貿易の課題においてイギリス政府の遅ればせの寛容さを示すことで，国制を改革しようとする人々の機先を制することができるだろうという意図があった(17)。このような意図にもかかわらず，アイルランドの世論は二つの潮流に分かれていた。総督府側の議員は，相互利益こそが帝国の連帯を再興する手段であると見なし，便宜性という点から決議案を歓迎し，その一方で，義勇軍の素朴な愛国主義を批判した(18)。この観点は，Danis Daly の発言にはっきりと表れている。「結果に対する責任をとることを，あるいは私利私欲ある（interested）人間が4万人の武装した人間〔義勇軍〕に対してどんな影響をもちうるかと語ることを自分の義務として引き受ける人間は，私が自負するよりずっと勇敢な人間である」(19)。また Shannon 卿は，「イギリスといわゆる植民地や開拓地の間で行われていると同様の貿易を，アイルランドとアメリカのイギリス植民地，西インド諸島，アフリカの海岸のイギリス開拓地の間で行なう自由は非常に莫大な商業利益を生み出すだろう」という動議を12月21日に議会で提出した(20)。彼らのねらいは，イングランドの経済力に依拠しつつ，帝国内での経済的相互依存関係を増大させ，しかもアイルランドが外国貿易においてイングランドと同じ資格に立つことであり，経済的独立性を確保することではなかった。このような展望は当時のイギリス政府にはまだなかったとはいえ，1782年の Shelburne 伯の政策

では具体的な形をとって表れることになる[21]。ある意味で，これは，植民地の産業や民衆に対する法的規制によって従来支えられてきた古い重商主義的政策から，自由貿易主義に基づく近代的帝国主義政策への変化でもあった。Adam Smith は「イギリスにもアイルランドにも利益になり，経済生活を拘束していた『不条理な独占』を解体するだろうという理由で」自由貿易の承認を支持した[22]。このような点を考えると，アイルランドの貿易に対する制限の緩和ないし廃止の問題，そして国立銀行設立の問題は，独立を求めるアイルランド議会内での愛国主義的要求に対抗するためのイギリス政府のたんなる和解策であるとは見なせなくなる。むしろ，イギリス議会の頑固な反対にもかかわらず，イギリス政府はイングランドだけではなく帝国を管理する新しい自由主義的措置を進んで取り入れたのである。

他方，イギリス議会の覇権に反対する人々は，愛国主義的主張を支持する傾向があった。Francis Dobbs は，John Locke の友人でありアイルランドに市民法学的パラダイムをもたらした William Molyneux の議論を引きながら，イギリス政府とそのアイルランド人支持者の政策や議論の中では，権利問題（国制論上の問題）が便宜性の問題（経済問題）へと暗に置き換えられていることを指摘し，真に問われているのは独立した王国としてのアイルランドの根本的権利であると論じた。また，愛国主義議員，Henry Grattan は，自由貿易決議案に反映されている新しい政策がポイニングス法の修正への動きを妨げる手段にすぎないと見なした。そして，このような権利問題における平等を求める彼らの自己確信は，シヴィック・ヒューマニズムの語彙を使って公民の徳を賞揚する義勇軍と共同戦線を張ることによって助長された。ここには市民法学の語彙とシヴィック・ヒューマニズムの語彙の奇妙な融合がある。アイルランドの政治改革者もまたイングランドの改革者と同様に「古代の国制」概念を使うのだが，前者の場合，公民の徳としての祖国への忠誠がより強調され，そしてこの忠誠は公民の義務としての防衛の役割と結びつくことになる。そして，その

市民軍精神（militia spirit）は，フランスやイギリス議会という外敵から自分達の自由な国制を守ることに向けられるのである。このような市民法学とシヴィック・ヒューマニズムの融合の下で，議会の愛国主義的野党と義勇軍は，政治改革の第一の課題はイギリス議会からのアイルランド王国の独立にあると見なしたのである。

以上のように，政治経済学的パラダイムと，市民法学とシヴィック・ヒューマニズムが融合した国制論的パラダイムという，パラダイム間の差異から派生して，1780年代初頭には二つの思潮が鬩ぎ合っていた。ではその後，立法権独立とアイルランド銀行設立においてこれらの思潮はどのように絡み合ってゆくことになるのか，これを以下に詳しく考察したい。

(2) 独立要求の論理の形成

まず，立法権独立要求を正当化する論理がいかに形成されたかを分析するために，前述したDobbsによる自由貿易決議案批判に再度言及したい。アイルランド議会の多数がNorth卿の提案を称賛する中，法廷弁護士であったDobbsは，パンフレット *A Letter to the Right Honorable Lord North, on his Propositions in Favour of Ireland* を出版する。それは，North卿の提案の手続きを国制論の観点から問題視するものであり，その提案と法がアイルランドの独立を拡大するどころか，アイルランドに対するイギリス議会の権力を確立してしまう恐れがあることを公衆に訴えるものであった[23]。アイルランド議会が自由貿易要求の声明を出したのはアイルランド国王にであってイギリス議会にではない，それゆえ，声明は首相によって「イギリス議会への嘆願」として扱われるべきではないのだ，と彼は論じ[24]，さらにアイルランドの主権はアイルランド王権に基づくものであるゆえに，イギリス政府はアイルランドをイギリスから独立した王国として承認するべきだと要求し，イギリス議会はアイルランドを征服された国民と見なしているのかと詰問したのである[25]。注目すべきは，彼の論理にはアイルランド王権の再興が内包されている点である。ア

イルランド王権は実際にはイングランド王権に統合されるというより吸収されてきたものであるが，その存在はアイルランド人によって国制論上の観念として前提されてもいたのである。Dobbsは，二つの王権の保持者としての二重の地位から考えると，イギリス王として王はイギリス議会の優位に服するかもしれないが，アイルランド君主である限りでは，イギリス議会の権威から独立していなければならず，アイルランドをイギリスに従属させることなどできないのであると述べた。「もし仮にイギリス王が名目上フランス王でもあり，パリに宮殿をもっていたとしたら，イギリスはイギリス王がフランス議会と結びついてどんな場合にもイギリス人を拘束するのを許すだろうか。許しはしまい」[26]。

アイルランド王権の再興というこのDobbsの議論の源は，William Molyneuxの *The Case of Ireland's Being Bound by Acts of Parliament in England Stated* (Dublin, 1698) にあるのだが，この議論はDobbsだけではなく，アイルランド議会議員であったYelvertonにも共有されていた。彼は，イギリス議会の影響力を排除することを模索して，両国の統一を一人の共通の王に基づかせる案を練ったのである。「イギリス議会の影響力に抗議しようと立ち上がる場合，それによって私は王の至上権を永続させるのである」[27]。このようにして，イギリス議会の影響力を排除するために，アイルランドの統治権をアイルランド王権から演繹したうえで，その統治権をイギリス王権保持者へと信託することに同意したと考えることによって，イギリスとアイルランドの国制上の関係を理解する方法が政治言説の中に表れるようになった。このような解釈の仕方は，John Lockeの原始契約をイギリス・アイルランド関係に応用したものと考えられる。

さらに，征服された国民にも自然権は残っているというDobbsの主張には，Lockeの理論の中にある市民法学的パラダイムに基づく自由論の本質的部分が表れている。これもまた，Molyneuxが前述の書で征服についてのLockeの議論をアイルランドに適用したことに従っている。イギ

リスが誇る自由な国制の原理に従えば，自分自身もしくは代議員による同意を得ていない法律に拘束されることこそ隷属ではないのか，とDobbsは問い，そのような制御されない権力に抵抗する正義の権利は征服された国民にも残っていると主張するのである[28]。

このようなDobbsの市民法学的パラダイムからの自由論は，自由貿易決議案を無批判に受け入れようとする人々が準拠している枠組み，すなわち政治経済学的パラダイムに基づいた便宜性論に含まれる危険性を指摘することとなった。便宜性論は，両国の相互承認と自由と福祉の享受という最も本質的な事柄を顧みず，権利の問題をたんなる便宜性へと還元するが，例えば「この世で最高の絶対君主が例え臣民を幸福にできるとしても，彼が臣民を惨めにさせうる権力を手にしている限り，臣民は自由ではないし，自由にはなりえない」ように，自由の権利の確立のほうが重要である，とDobbsは主張したのである[29]。政治的権利の問題と便宜性を峻別するこの議論は，アメリカ独立以後のイギリス・アイルランド関係の摩擦を，自由貿易の権利を容認することで解決し，互恵性の論理で帝国を再編しようとしていたイギリス政府の展望を大きく覆すことになった。というのは，1780年以降，Dobbs と同じ論点に立って便宜性に警鐘を鳴らす議員が現れ，議会内で雄弁を振るうようになっていったからである。

1780年4月19日のHenry Grattanのアイルランド議会における演説には，「便宜性」という言葉への批判がはっきりと表れている。「アイルランドの貿易を自由化する法案を通過させる際に，イギリスの大臣達は便宜性という言葉を使ってきた。アイルランドが自国の生産物を輸出するのを認めることには便宜性があるというのだ。便宜性というのは，まったくもって留保の言葉だ。便宜性はイギリスのためにあるような言葉で，この言葉によってイギリスはアメリカを失ったし，流血の場面に国を追い込んできたのだ。この留保権によってイギリスは，アイルランドの貿易を奪い去るのが適切であると考えたときにはいつでも，アイルランドの貿易をイングランドの支配下におくのだ」[30]。彼は，「便宜性」の中にイギリス法案に

盛り込まれた商業の「自由」がいかに不安定性であるかを読み込み，公衆を政治的自由の再興の要求へと促そうとしたのである。しかし，Grattanの「政治的自由」の観念は，市民法学的パラダイムに基づいているわけではない。あくまでも，それが意味するのは（一個人のではなく）アイルランド国民の自由であり，外国勢力からの祖国の保全というシヴィック・ヒューマニズムの自由なのである。ここに，彼が「愛国主義者」と形容されてきた所以がある。「民衆の間には熱烈な団結があり，これは国民であることを取り戻すようにとアイルランド人を駆り立てる火なのだ。神聖な熱意は……自由がもつ本性的な自信に属している。4万の武装した人間達〔義勇軍〕が今日の審議の結果を仰ぎ見ている。自由を愛する者達に武勇の精神の恵みを与えよ。この精神が自然に適った幸福に影響を及ぼすのだ」[31]。Grattanのこの発言の背景には，当時義勇軍を法によって規制しようと画策していたイギリス政府の動きがある。フランス軍侵攻の可能性が生じた1778年夏にイギリス政府は，アイルランドで市民軍が組織されることを公認する市民軍法（Militia Act）を急遽制定した。この結果，各地で義勇軍が結成されたが，義勇軍が次第にイギリス支配に敵対的になり政治的アピールを繰り返すようになってきていたため，イギリス政府は指揮権などの軍隊規律を明記した反乱法を制定して，義勇軍を法的に拘束する必要に迫られていたのである。Grattanはこのようなイギリス政府の都合次第で変わる政策決定を便宜主義と批判するとともに，アイルランド議会が権利の宣言を行うよう庶民院に動議を出した。それは，アイルランドに対する立法権はただアイルランド議会両院だけにあることを宣言するものであった。彼はこの動議の正当化にあたり，名誉革命の正当化手続きの先例を引く。もしスチュアート家への忠誠の誓いを破ったイギリス議会の行為が自由という理由で法的に正当化されるのであれば，アイルランド国民は今イギリス国民がかつてあったと同じ情況にある。その場合，アイルランド議会が政治的権威の根源であると宣言しない限り，王はアイルランド王権へのどんな権原（title）ももたないはずだ。そしてもし，イギリス

政府が今回のアイルランド議会の宣言を無効だと批判するなら，返す刀で名誉革命は「誓約破りの行為であり，権利の請願は反乱行為である」と認めることになる(32)。このような，相手の自己正当化の論法をそのまま使うことによって自分自身の正当性を認めさせるという論法は，かなりの説得力を持ち，動議は明け方まで審議された。この時は結局否決されたにせよ，Grattanは同じ動議を繰り返し出し続け，1782年についに立法権独立が達成される。Grattanの議論で注目すべきは，王の権威に対する立法府の優位を確立した先例として，名誉革命のウィッグ的正当化が利用されているが，それは部分的にすぎず，彼の国家観そのものはシヴィック・ヒューマニズムの語彙で語られている点である。これは1779年12月の自由貿易決議案に関する演説に最も鮮明に表れている。「この国はその公的精神と公的自負心によってヨーロッパでも高位に位置づけられてきたし，その徳によって権利を回復したのだから，同じ精神を固守してゆくことが権利を保証する最上の道なのだ」(33)。

当時，このシヴィック・ヒューマニズム的要素は，国内の政治改革運動にとっての理念的推進力となっていた。有力なアングロ・アイリッシュ系のプロテスタント家族による国内諸官職の独占，官職をめぐる賄賂，選挙における買収に対する批判は，公共の徳の賞揚と，国制をその原初の純粋な形に戻そうというスローガンの下に推進されたのである。また，義勇軍にはカトリック教徒も参加していたので，カトリック刑罰法を緩和し公領域へのカトリック教徒の参入を認めよという主張もなされた。これに対して，1781年，義勇軍を基盤とした政治改革運動に対処するため，政府は，国王常備軍のアイルランド常駐を認める新しい反乱法案（Mutiny Bill）を提出した。この法案には，市民法学のパラダイムからも，シヴィック・ヒューマニズムのそれからも，激しい批判が浴びせられた。Laurence Parsonsのパンフレットは市民法学のパラダイムに依拠して次のように述べている。「あらゆる年代，あらゆる国の経験から，常備軍の危険性が指摘されている。我々の歴史にも常備軍の破壊的な本性を物語る多くの証拠

が明示されている。我々の自由の憲章は，常備軍から我々を守るものだ。権利章典は常備軍は国制に反すると宣言している。恒久的軍隊を設立する無期限反乱法案は権利章典に抵触する」[34]。また，すでに1780年に，William Augustus Milesは，シヴィック・ヒューマニズムの語彙で次のように述べている。「市民としての特性は，兵士や水兵においては失われてしまう。兵士や水兵がもつ国への愛は二次的な条件であって，言い換えれば，それはただその国を外敵から防衛することだけに限定されているのだ。この原則は，……あらゆる専制国家の軍隊に影響を与えている原則だ」[35]。市民軍において自由と祖国への愛に裏打ちされた防衛の義務を果たすことは良き市民の徳の実現であるのに対し，常備軍はそのような徳を欠いており，それゆえ専制国家にこそふさわしいものだ，と彼は両者の質的違いを主張する。このように，1780年と81年に出された反乱法案への批判において，市民法学とシヴィック・ヒューマニズムの語彙は奇妙に交錯しつつ，立法権独立を要求する論理を形成したのである。

4　経済的社会観の普及と国立銀行設立

上に述べた二つのパラダイムとは対立する関係にあったもう一つのパラダイム，すなわち政治経済学的パラダイムはこの時期どのように展開されたのか。先に見たように，このパラダイムに依拠した便宜性原則は，政治改革を志向する愛国主義者によって批判されたとはいえ，イギリス政府やアイルランド総督府側で帝国再編を模索する人々の準則であることに変わりはなかった。この思潮の存在によって，立法権独立がたんなる愛国主義の運動の成果ではなく，また革命と称するに値するものでもなく，イギリス帝国における自由貿易主義に基づいた国制論の部分的修正の産物であることが明らかとなる。

(1)　経済開発中心論とその批判

ダブリン大学トリニティ・カレッジの学長であったJohn Hely-Hatchinsonは，早くも1780年に，アイルランドの経済発達を促進することを目的として，帝国の下でのアイルランドとイングランドの国制上の統合を積極的に支持すると宣言した。経済発達と文明社会化はアイルランドが達成しなければならない課題であり，そのためにはイングランドの経済力が必要であると彼は判断したのである。自由貿易決議案を国制論の点から批判しようとする愛国主義的議員達に対して，スコットランドとイングランドの合邦の例を引きながら，彼は，イングランドへの恭順は，強制された従属ではなく，アイルランドの利益のために先達達が自身の政策に基づいて交わした自由な同意の結果なのだと説得したのである(36)。他方，彼はまた，イングランドと同様の経済的有利さを確保するという点から，自由貿易決議案の不十分さを指摘し，修正提案を出している。イギリスにおけると同等の税の割り戻しや補助金，奨励金の制度を伴って輸入が管理されることが必要であって，さもないと，イギリスと同等な関税の下での輸入は，アイルランドの利益にはならないだろう，と彼は認識したのである。さらに，アイルランドの商業と産業の発達を阻害するものとして，自由貿易決議案に最後まで残っていた例外規定である羊毛およびその製品の輸出入規制の撤廃を要求した(37)。彼が狙っていたのは，イギリスがアイルランドの産業や漁業に出している助成金が他の産業に拡大されることであった。担いきれないほどの負荷を課すことなく，アイルランドに制限なき貿易への参加を認めることをイギリスに期待できるかぎり，経済発達と文明化にとって，国制上のイギリスとの統合は，独立よりも利するところが多いと彼は考えていたのである(38)。

このようなHely-Hatchinsonの見解は，当然，Grattanと激しく対立することになった。1780年，Grattanが議会による権利宣言の動議を出した際，Hely-Hatchinsonは庶民院に対して警告した。「我々の産業は繁栄への途上にあり，我々はそれを進歩させるべきであるのに，もしイングランドとアイルランドの間に悪感情が残り続けるとしたら，それがもたらす

結果は大変なものだ。我々は，目下のところは，自由貿易を最も巧い形で利用すべきであって，そのあとで，国制上の問題を提起すべきなのだ。国制上の問題は，現在触れる必要があると私には思えない」[39]。同時に，彼は，義勇軍の武装デモンストレーションに対しても批判の矢を向け，どんな権力も法によって制御され，法に服すことが立憲国家の原則であることを強調して，市民軍を規制するための立法を推進することに賛成した。

以上述べたような Hely-Hatchinson のような経済開発に中心をおく論は，自由貿易決議案が刺激となって1780年に出版された他のパンフレットにも見られる[40]。ところが，そのような政治経済学的パラダイムに依拠した議論の中には，二つの異なる傾向がある。一つは Hely-Hatchinson に典型的に見られるような，イギリスへの法的従属を経済発達のための便宜性という理由から容認する議論である。そして他方は，国内および帝国の政治制度における不公正を重商主義の搾取的側面の表れと見なし，経済発達を達成するためにこの政治的不公正を自覚的に除去する必要を訴える議論である。後者は，イギリスからの莫大な資本流入がアイルランドの経済発達を促進するだろうという前者のような楽観的な展望など持たなかった。後者の論者達は，強者（イギリスとプロテスタント）が弱者（アイルランドとカトリック）を侵害することを許してきた不公正な法的枠組みが是正されない限り，アイルランドで文明化された商業社会が達成される可能性はないと見なし，国家間においても，宗派間においても，強者の侵害に対して弱者の福祉を確保する権利の確立の重要性を述べるのである。これは前述した Swift の定式化の再現といいうるだろう。この分類に入るパンフレットが，A native of Ireland and a lover of the British Empire の名の下に書かれた *The Usurpations of England* である。作者は，イギリス政府の従来のアイルランド政策を批判し，自由貿易決議案支持者によって喧伝されている帝国の新しい理念――王国，植民地間の経済的統合による富と繁栄の共有――などは，イギリスによる法を介した簒奪から国民の富を守る立法権独立がない限り，幻想にすぎないと語る。彼の分析によ

れば，イギリス議会が制定した法は，繁栄していた国外市場向けの毛織物工業をアイルランドから奪い，王は両国を平等には扱わず，イギリスの貿易上の利益のためにアイルランドの経済開発を抑制してきたのであり[41]，アイルランドの経済発達の遅れは，自然の威力ではなく，イギリスがアイルランドに押しつける法的権力によるものなのである[42]。従って，「財産と産業をもつことを保障する」権利こそが，「人を労働に駆り立て，蓄えを増やそうという願いで人を活気づける唯一の方法」なのだ，と作者は結論する。以上のような，アイルランドの経済発達にとっての桎梏という観点から現行の国制を批判してゆく論調は，経済開発中心論の背後に確かに存在し，90年代の急進主義の母胎となってゆくのではあるが，1780年代初頭では決して主流ではなかった。むしろ主流は，自由貿易決議案によってアイルランドの経済発達の可能性に楽観的期待を懐いたのであり，この結果，国立銀行設立案が浮上することになるのである。

(2) 国立銀行設立案の浮上

1780年に，John Gray は国立銀行設立に関するパンフレット *A Letter to the Earl of Nugent, Relative to the Establishment of a National Bank of Ireland* をダブリンで出版した[43]。彼もまた Hely-Hatchinson 同様，イギリスの援助が「帝国の王冠のまだ磨かれていない部分」[44]であるアイルランドの開発にとって不可欠であると見なしており，1780年のアイルランドの経済危機にあたって，割り増し利子でアイルランドや外国からの預金を集め，紙幣を発行するための基金の不足を補うことを提案したのである。彼は，国家財政を満たすために外国から資金を借りる政策は，それが奢侈を増進させない限りは容認されると述べる。「貨幣を創造したり増やしたりする目的をもって……富裕の源泉となる必要不可欠なものを大量に提供したり，周旋したりすることは，浪費ではなく経済なのである」[45]。1720年代，Swift が「驚くべきことをする人」として風刺し嫌悪した金融業が，ここでは「経済」の名の下に肯定されていることに注目したい。

Gray のパンフレットと共に国立銀行設立の機運が高まっていった時，これに反対するパンフレットが出された。Frederick Jebb の *Considerations of the Expediency of a National Circulation at This Time in Ireland* である。彼は，紙幣と銀行業が一般的に生産に必要な国民のストックを増大させるのに効果があるのは認めるが，イギリスの貿易法によって拘束されているアイルランドでは，必要とされるストックは非常に微々たるものであり，現在の経済状態からすれば不必要である，と論じた。この Jebb の議論が Swift の銀行設立批判の切り口と似通っていることは明らかである。彼は，イギリスの政策が，アイルランドをリネン工業だけのモノ・マニファクチュア国にしてきたこと，従って労働力はリネン工業だけにしか向けられず，例えその部門で利潤が上がっても，他の部門でストックを蓄えることが法的制限によって出来ない限り，ストックは増えないと論じる(46)。Jebb は，第一に為すべきことは銀行による紙幣の発行ではなく，自由化による貿易の拡大を生かして生産に必要なストックを蓄積し，資本を創出することだと主張する。「国家の富は，土地の生産物と住民の生産的労働の産物の総計に存する」(47)。そして，もし「イングランドの十分な発達の結果生じたシステムを，アイルランドの未熟な状態に積極的に適用」してしまうならば，商人が輸入を促進し，紙幣がそれを助けることによって，アイルランドは外国製品のための市場になってしまうと警告する。「紙幣は，我々の生産物の増加とは釣り合いがとれない形で，商人のプロジェクトを加速度的に前進させ，従って輸出より輸入を促進するにすぎない」(48)。

しかし，Jebb のような否定的見解は他にはほとんど出てこなかった。逆に，愛国主義的トーンで Jebb のパンフレットに意義を申し立てる匿名の *Some Remarks on Dr Jebb's Considerations on the Expediency of a National Circulation Bank in Ireland* が登場した。これは，Jebb のパンフレットを，国立銀行設立で不利益を被る私営銀行家の私利私欲から書かれたものであると見なし，イングランドに追いつくことを熱望する競争心

を唱道する。「アイルランドは，未熟な状態にあるとはいえ，イングランドの素晴らしい例を期待できるのであり，確立された同じ道を慎慮に富んだ用心深さをもって進んでゆくことによって，結局は，両国の状態に比例して，同じ財や有益な結果を生み出すに違いない」(49)。概して言えば，国立銀行設立案は，当時の経済危機から抜け出るために必要不可欠で効果があるものだと見なされた。「イギリス議会内のアイルランドの友」の名で出版された *Thoughts on a Fund for the Improvement of Credit in Great Britain; and the Establishment of a National Bank in Ireland* は，自由貿易政策という「イギリスの賢明で正義に適い恵み深い目的」を貨幣と信用が使い尽くされた状態で「効力ある」ものにするためには，国立銀行設立が必要であると述べている。

こうして，公的信用を扱う機関としての国立銀行設立の誓願が1780年に市民によってアイルランド議会に出された。その後銀行法案に反対する誓願が出されたが，それはほとんど影響力をもたず，1782年3月，銀行法案は議会で可決された。

5　ま　と　め

自由貿易決議案に賛成する経済開発中心論者からすれば，アイルランド銀行設立は，アイルランドの商業や産業の振興にとって必要なものであった。また，イギリス政府にとっても，経済的相互関係で結びつく新しい帝国の建設のために，アイルランドの貿易と産業を活性化するのに必要なものであった。銀行法案を議会に提出したアイルランド総督府の書記長 William Eden は次のように述べている。「次第に高まるアイルランドの商業活動の状態からみて，増大する信用を私営もしくは公営の銀行の手に預けることが，商人の繁栄にとって欠かせないものになったし，広範な貿易への彼らの希望が蕾のままむしり取られることがないようにするためにも，それは必要であった」(50)。では，立法権独立を主張する愛国主義者に

とってはどうだったのか。イギリス政府は経済的相互関係を貿易協定で支える新しい帝国の体制づくりを目指し，後にアイルランドと貿易協定を取り交わすことを意図してその立法権独立を認めた。それは便宜性に依拠した決定だった。これに対して，愛国主義者達は，独立達成が専ら国制論に基づいた自分達の権利要求の正しさ，つまり正義に由来すると考えた。しかし，従来の国制論的パラダイムからの議論を，Swift を繰り返す形で典型的に表している Jebb の議論は，この時期，さほど支持を集めなかった。それは，前述の匿名のパンフレットに見られるように，アイルランド経済のイギリスからの自立という点から見ても，銀行設立は必要であると考えられたからである。しかし，愛国主義者達は，国制論的パラダイムから決して抜け出たわけではなかった。これは，1785年に，貿易協定を結ぼうとするイギリス首相 Pitt に対して，協定がもたらす経済的便宜性よりも主権の独立の保持を優先して協定に反対する Grattan の態度の中に顕在化することになる。「アイルランドの公衆は，国家の主権が，理論的には絶対であるにも拘わらず，しばしば無慈悲な経済的必要によって制約を受けることを理解しようとする心構えではなかったのである」[(51)]と18世紀アイルランド史の研究者である R. B. McDowell が表現するほど，愛国主義者達は激しく貿易協定案に反対したのである。それは政治経済学的パラダイムの便宜性の観点からは理解しかねるものであった。（それゆえ愛国主義者を批判する潮流として，政治経済学的パラダイムに立った社会観から自由主義的急進主義が90年代に形成されることになる。）こうして，二つの潮流の亀裂は，80年代初頭の偶然の交差の後，次第に深まってゆくのである。

《注》

（1） F. G. Hall, *The Bank of Ireland, 1783-1946*, H. Figgis & Blackwell, 1949, p.20.

（2） Malcolm Dillon, *The History and Development of Banking in Ireland from the Earliest Times to the Present Day,* London & Dublin, 1889, p.

41.

(3) Hall, *ibid.*, p.28.

(4) Dillon, *ibid.*, p.41.

(5) Hall, *ibid.*, 1949, p.21.「とりわけこの運動は当時政権の座にあったイングランドのウィッグ政府に反対するものだった。ウィッグ政府はイングランドの万能の実業家集団から支持を取り付け，実際，イギリス商業の利益の更なる増進を図るという誓約を交わしていた。Swift は，1714年にアイルランドに帰ってきたのだが，彼がイングランドで受けた扱いに徹底的な嫌悪と酷い失望の念を懐いていた。そして，彼は，この新しい運動の中に統治するウィッグ政治家への攻撃の舞台を見出したのである。」Hall, ibid., p.22.

(6) Hall は直接アイルランド銀行設立法案に言及しているパンフレットを9冊リストアップしている（Swift のパンフレットは含まず）が，Henry R. Wagner の *Irish Economics 1700-1783,* Davy & Sons, 1907 にリストアップされているパンフレットは30冊に上る。

(7) Oliver W. Ferguson, *Jonathan Swift and Ireland,* University of Illinois Press, 1962, p.67 によれば，Maxwell は Rowley の甥に当たり，両者ともアイルランド庶民院の議員であった。

(8) Ferguson, *ibid.*, p.67.

(9) *Ibid.*, p.67f..

(10) *The Correspondence of Jonathan Swift, D. D.*, vol. II, David Woolley ed., Peter Lang, 1999, p.404, Swift to Knightley Chetwode, 5 Dec. 1721.

(11) *The Prose Works of Jonathan Swift,* IX, ed. Herbert Davis, Blackwell, 1948, p.22.〔 〕内は引用者。

(12) *Ibid.*, p.xviii. この一節は，*The Wonder of All the Wonders* 第二版にダブリン版の補遺を付け加えて1722年にロンドンの J.Roberts でリプリントされたバージョンに含まれているが，それ以降の版には入っていない。

(13) David Hume, *Philosophical Works,* vol. 3, T.H.Green & T. H. Grose (eds.), Scientia Verlarg Aalen, p.311.

(14) *A Letter from a Lady in Town to Her Friend in the Country, Concerning the Bank* の出版当時は Swift が書いた物ではないとされていたが，Herbert Davis 編集の著作集では Swift もしくは彼の友人の作と見なされている。Ferguson は，これを出版元が Swift と近しい John Harding であるという点と，風刺の様式が Swift の様式とよく似ているという点から，おそらく Swift 自身の作であろうと見なしている。Ferguson,

ibid., p.70.

(15) ポイニングス法は1494年に制定された法で，アイルランドのいかなる法案もイングランド国王の同意なしにはアイルランド議会に上程しえないこと，そしてイギリス本国で立法されたものは自動的にアイルランドに適用されることを規定していた。ところが，名誉革命体制成立以後，王権に対するイングランド議会の優位が確立されることによって，枢密院が国王の権限行使の代行をするようになり，この結果，ポイニングス法は枢密院を通じてイギリスがアイルランド議会の行動を監督する便利な手段となった。1782年までは，国王とアイルランド議会の間にアイルランド枢密院と本国枢密院が介在し，この枢密院が事実上法案提出権，並びにアイルランド議会を通過した法案に対して国王裁可（royal assent）を与える際の拒否権を持つようになっていたのである。

(16) *The Prose Works,* IX, p.302.

(17) James Kelly, *Prelude to Union: Anglo-Irish Politics in the 1780s,* Cork UP., 1992, p.25.

(18) *Authentic Minutes of the Proceedings of a very respectable Assembly, on the 20th December 1779* (Dublin, 1780) における Bushe, Denis Daly. Ogle, Metge, Burgh, Toler の演説を参照。

(19) *Ibid.*, p.10.

(20) *Ibid.* p.57.

(21) Kelly, *ibid.*, pp.42-46.

(22) Kelly, *ibid.*, p.45. なお，Henry Dundas は1779年10月30日の Smith 宛の書簡で次のように述べている。「世界にはイギリスとアイルランド両国の産業にとって十分な貿易がある。そしてもしイギリスの南か北かの二，三の場所が自分達の独占権を失って……何らかの損害を被ることになるとしても，それは国の一般的尺度や政策から見ればさほど重要性をもたない。」(E. C. Mossner and I. S. Ross eds., *The Correspondence of Adam Smith,* Clarendon, 1977, p.200)

(23) *A Letter to the Right Honorable Lord North, on his Propositions in Favour of Ireland,* Dublin, 1780, p.11.

(24) *Ibid.*, p.6.

(25) *Ibid.*, p.8f..

(26) *Ibid.*, p.19.

(27) *Debates in the House of Commons of Ireland, on a motion whether the King's most excellent Majesty and Commons of Ireland, are only*

power competent to bind or enact laws in this kingdom. On Wednesday, April 19, 1780 (Dublin, 1780), p.18.

(28) Dobbs, *ibid.*, p.9. ここでの彼の議論は，被征服者が彼らの祖先の生来の権利を回復しようとして際限のない紛争を引き起こすが，この紛争は「正義に訴えたいと思うすべての人に正義が開かれている場合に，正義が引き起こすものにすぎない」(*Two Treatises of Government,* Peter Laslett ed., Cambridge UP, 1988, p.386.)，という Locke の論に依拠している。

(29) Dobbs, *ibid.*, p.12, p.26.

(30) *Debates in the House of Commons of Ireland ... On Wednesday, April 19, 1780* (Dublin, 1780), p.ii.

(31) *Ibid.*, p.iii.

(32) *Ibid.*, p.viii.

(33) *Authentic Minutes of the Proceedings of a Very Respectable Assembly, on the 20th of December 1779,* Dublin, 1780, p.40.

(34) A Gentleman of T. C. D. [Laurence Parsons], *A Dissertation upon the Perpetual Mutiny Bill,* Dublin, 1781, p.16.

(35) William Augustus Miles, *A Political Mirror for the year M. DCC. LXXX. with notes explanatory and historical,* London printed, Dublin reprinted, 1780, p.43.

(36) *Debates in the House of Commons of Ireland ... On Wednesday, April 19, 1780* (Dublin, 1780), p.16.

(37) *Authentic Minutes of the Proceedings of a Very Respectable Assembly, on the 20th of December 1779,* Dublin, 1780, p.28.

(38) *Ibid.*, p.30f.

(39) *Debates in the House of Commons of Ireland ... On Wednesday, April 19, 1780* (Dublin, 1780), p.18.

(40) 例えば，匿名のパンフレット *Seasonable Advice to the People of Ireland, during the Present Recess of Parliament,* Dublin, 1780. ここで著者は，イングランドの富がアイルランドに流入し，労働力の安さを生かして産業化が進むことを期待している (p.11)。ただし，そのためには愛国主義的独立要求を制止する必要があると著者は見なし，プロテスタントの利益はただイギリスの保護の下でのみ確保されると述べている。これは，プロテスタントの保守派の典型的な見解である。

(41) A Native of Ireland and a lover of the British Empire, *The Usurpations of England. The chief sources of the miseries of Ireland; and*

legislative independence of this kingdom, the only means of securing and perpetuating the commercial advantages lately recovered, Dublin, 1780, p.8f..

(42) *Ibid.,* p.27.

(43) Gray は，すでに1775年にロンドンで *An Essay Concerning the Establishment of a National Bank of Ireland* というパンフレットを出版している。これは1779年，ダブリンで再版された。

(44) John Gray, *A Letter to the Earl of Nugent, Relative to the Establishment of a National Bank of Ireland,* Dublin, 1780, p.31.

(45) Ibid., p.20.

(46) Frederick Jebb, *Considerations of the Expediency of a National Circulation at This Time in Ireland,* Dublin, 1780, p.18f..

(47) *Ibid.,* p.19, p.22.

(48) *Ibid.,* p.31.

(49) *Some Remarks on Dr Jebb's Considerations on the Expediency of a National Circulation Bank in Ireland,* Dublin, 1780, p.11.

(50) *Parliamentary Register of Ireland,* vol I, p.292, 27 Feb. 1782.

(51) *A New History of Ireland, IV, Eighteenth -Century Ireland 1691-1800,* T. W. Moody & W. E. Vaughan (eds.), Clarendon Press, 1986, p. 281.

Political Independence and Expediency: Ideological Aspects of Ireland in 1780-82

Hiroko GOTO

《Abstract》

A significant source of political controversy in eighteenth-century Ireland can be found in the conflict between two paradigms: on the one hand, the paradigm of civil jurisprudence, which, on the other, confronts the paradigm of political economy. While the former stresses the vocabulary of rights, the latter is keyed to expediency. In addition to these, there was also a further civic-humanist paradigm that employed the vocabulary of civic virtue, and combined with the civil-jurisprudential paradigm to form the basis of Irish constitutionalism. In this paper, with the aim of demonstrating the process and development of the conflict between the two major paradigms, an analysis of contemporary political pamphleteering has been employed. For this purpose, the controversies on the establishment of an Irish national bank provided particularly useful material.

When, in 1721, the national bank bill was introduced in the Irish parliament for the first time, Jonathan Swift (1667-1745) and his party opposed it, and attempted to influence the public through their pamphlets. They claimed that the national bank would benefit only self-interested money-mongers and strengthen both the domestic monopoly and British influence, seen by Swift as the constitutional weakness of Ireland. Their arguments based on the civil-jurisprudential and civic-humanist paradigms had an immediate effect on public opinion, and in the end, the bill was rejected. For the next halfcentury, the bank project remained suspended. At the beginning of 1780's, Ireland faced a grave financial crisis. As a possible remedy, the dormant national bank bill

was again introduced. This time, welcomed by public opinion, it passed by a large majority in 1782. The difference in public attitudes towards the bank proposal in 1721 and 1782 demonstrates the transformation in the main paradigm from civil jurisprudence to political economy.

At the same time, however, Ireland possessed its own indigenous constitutionalism, which traces its origins from Swift and his Anglo-Irish circle. Patriotic MPs adopted it to support their claims for national independence. As a result of the defeat in the American Revolution, the British administration was obliged to alter the constitutional relationship between Ireland and Great Britain in accordance with its new imperial policy: the free trade doctrine. The administration sought to reunite both kingdoms with a solid relationship based on commerce. 'Expediency' became a key term in justification of policy. Nonetheless, it was not compatible with Irish constitutionalism. This incompatibility, which was in itself a paradigm difference, gave rise to frequent conflicts between the administration and patriotic Irish MPs.